

住宅用家屋証明申請書

役場に 来た人	住所 氏名	
所有者 又は 取得者	住所 氏名 居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
所在地	北足立郡伊奈町	
家屋番号	番	
構造	造 葺 建	
床面積	(1階) m ² (1階以外) m ² (計) m ²	
建築年月日 (a)、(c)、(e)、(ロ)の場合	昭和 平成 令和 年 月 日	
取得年月日 (b)、(d)、(f)、(ロ)の場合	平成 令和 年 月 日	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅	
工事費用の総額 (ロ(a)の場合に記入)		円
売買価格 (ロ(a)の場合に記入)		円

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条
 { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの
 認定低炭素住宅
 (e) 新築されたもの
 (f) 建築後使用されたことのないもの
 (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
 された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 (b) (a)以外

の規定に基づき、上記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

(あて先)

伊奈町長 大 島 清

税第 号

<備考>

- 1 「」の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「構造」の欄は、当該家屋の登記記録に記録された事項を記載すること。
- 4 「建築年月日」の欄は、(イ)(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 5 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ)(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 6 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

<必要書類>

(イ)に該当する場合

- 登記事項証明書又は登記完了証(書面申請の場合は登記完了証と登記申請書の写し) ○建築確認済証又は検査済証 ○住民票(入居予定の場合は居住申立書等)
 (b)、(d)又は(f)に該当する場合はその他に ○売買契約書又は売渡証書(競落の場合は、代金納付期限通知書等) ○建築主が発行した建築後使用されたことのない証明書
 (c)又は(d)に該当する場合はその他に ○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則 第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写し
 (e)又は(f)に該当する場合はその他に ○都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 別記様式第五による申請書の副本及び別記様式第六による認定通知書の写し

(ロ)に該当する場合

- 登記事項証明書(登記済証) ○売買契約書又は売渡証書(競落の場合は、代金納付期限通知書等) ○住民票(入居予定の場合は居住申立書等)
 (ロ)(a)に該当する場合はその他に ○増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用) ○保険付保証証明書(給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事を行い工事費が50万円を超える場合で、侵入を防止する部分を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険が締結されていることを証する書類)

住宅用家屋証明書

役場に 来た人	住所 氏名	
所有者 又は 取得者	住所 氏名 居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
所在地	北足立郡伊奈町	
家屋番号	番	
構造	造 葺 建	
床面積	(1階) m ² (1階以外) m ² (計) m ²	
建築年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	
取得年月日	平成 令和 年 月 日	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅	

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条
 { 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 (a) 新築されたもの
 (b) 建築後使用されたことのないもの
 特定認定長期優良住宅
 (c) 新築されたもの
 (d) 建築後使用されたことのないもの
 認定低炭素住宅
 (e) 新築されたもの
 (f) 建築後使用されたことのないもの
 (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
 された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 (b) (a) 以外

の規定に基づき、上記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

令和 年 月 日

税第 号

埼玉県北足立郡伊奈町長 大島 清

住宅用家屋証明申請書手数料支払用

役場に 来た人	住 所	
	氏 名	
所有者 又は 取得者	住 所	
	氏 名	

所 在 地	北足立郡伊奈町
-------	---------

令和 年 月 日

手数料	1,300円
-----	--------

申 立 書

令和 年 月 日

(あて先)

伊 奈 町 長

所有者または取得者

住 所

氏 名

電 話

この度、私が建築し、または取得しました下記の家屋は現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに違いありません。

記

1. 家屋の表示

所 在 地

家屋番号

番

2. 入居予定年月日 令和 年 月 日

3. 現在の家屋の処分方法

4. 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取消され、税額の追徴を受けても異議ありません。